

公正証書について

取り決めた内容は、後のトラブルを防ぐため公正証書の作成を検討しましょう。

以下は、

日本公証人連合会のホームページ (<https://www.shigaben.or.jp/>) の内容を一部抜粋・参考にして記載しています。

公正証書は、公証人（法務大臣に任命された、法律に深い知識を有する人）がその権限において作成する公文書のことです。夫婦で離婚に関して取り決めた内容をもとに公証人が公正証書を作成してくれます。公証人の事務所である公証役場は県内に3か所あります。

離婚にかかる公正証書は、正式には離婚給付等契約公正証書といますが、

- ①離婚の合意
- ②親権者と監護権者（監護権者とは、子の監護養育をする者で、親権と分離して別に監護者を定めない限り、親権者が当然監護養育すべきこととなります。）の定め
- ③子どもの養育費
- ④子どもとの面会交流
- ⑤離婚慰謝料
- ⑥離婚による財産分与
- ⑦住所変更等の通知義務
- ⑧清算条項（＝取り決めた内容以外の金銭請求をしない）
- ⑨強制執行認諾（＝債務不履行の場合は強制執行をしてもかまわない）

の各条項のうち、当事者の要望・必要性に応じてこれらの項目の中から選んで記載します。

※公正証書による強制執行には、執行文の付与（⑨）が必要です。

※公正証書の作成には手数料がかかります。

県内の公証役場（住所や本籍に関わらず、どこの公証役場でも相談可能です。）

公証役場	郵便番号	所在地	TEL
★ 大津	520-0043	大津市中央 3-2-1 セザール大津森田ビル 3 階	077-523-1728
★ 長浜	526-0042	長浜市勝町 715	0749-63-8377
★ 近江八幡	523-0892	近江八幡市出町 417-8 出町フォーエバービル 1 階	0748-33-2988